

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
○福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十六号

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和六年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十二條に改める。

第十七条中「第二十四條」を「第三十二條」に改め、同条を第二十一條とする。

第十六条第一項各号列記以外の部分中「第十九條」を「第二十七條」に改め、同項各号列記以外の部分及び同項第一号中「第六條」を「第七條」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第十九條」を「第二十七條」に、「第六條」を「第七條」に改め、同条を第二十條とする。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「第十八條」を「第二十六條」に改め、同項第一号中「第六條」を「第七條」に改め、同項第二号中「第八條」を「第十條」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第十八條」を「第二十六條」に、「第六條」を「第七條」に改め、同条を第十九條とする。

第十四条各号列記以外の部分中「第十七條」を「第二十五條」に改め、同条を第十八條とする。

条とする。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「第十六條」を「第二十四條」に、「第七條」を「第九條」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第七條」を「第九條」に改め、同条第三項中「第十六條」を「第二十四條」に改め、同条第四項第三号中「第十七條」を「第二十五條」に改め、同条を第十七條とする。

第十二条第一項中「第十六條」を「第二十四條」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第十六條」を「第二十四條」に改め、同条を第十六條とする。

第十一条第一項中「第十五條」を「第二十三條」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第十五條」を「第二十三條」に改め、同条を第十五條とする。

第十条第一項各号列記以外の部分中「第十二條」を「第十四條」に改め、同項第六号中「第六條」を「第七條」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第十二條」を「第十四條」に改め、同項第一号中「第六條」を「第七條」に改め、同項第二号中「第八條」を「第十條」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「第十二條」を「第十四條」に、「第六條」を「第七條」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「第十二條」を「第十四條」に改め、同条第五項中「第六條」を「第七條」に改め、同条を第十條とし、同条の次に次の三條を加える。

（土砂等の搬入の届出）

第十二条 条例第十六條、第十八條及び第二十條の規定による土砂等の搬入の届出には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 許可年月日及び許可番号

三 埋立て等区域の位置

四 土砂等の埋立て等の期間

五 事業に係る区分

六 搬入する土砂等の採取場所並びに採取元事業者名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先

七 土砂等の採取場所の工事名等

八 土砂等の搬入予定量

九 土砂等の搬入予定期間

十 土砂等の運搬事業者名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

十一 管理責任者の氏名及び連絡先

2 条例第十六條、第十八條及び第二十條の規定による当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採取元工事等施工場所

- 三 採取元工事発注者及び連絡先
- 四 採取元工事等名称
- 五 採取元工事等に係る土砂等採取総量
- 六 今回の証明に係る土砂等の量
- 七 採取元工事施工期間
- 八 採取土砂等の土壌分析結果証明書
- 九 採取土砂等の区分
- 十 現場責任者の氏名及び連絡先
- 三 条例第十六条、第十八条及び第二十條の規定による当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 計量証明書（計量法（平成四年法律第五十一号）第百十條の二第一項の規定による証明書をいう。以下同じ。）の発行番号等
- 三 報告区分
- 四 採取年月日
- 五 採取日の天候
- 六 土砂等の採取場所
- 七 担当者の氏名及び連絡先
- 四 第一項の届出には、搬入する土砂等に係る計量証明書、当該計量証明書を作成するための検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図、土砂等の採取場所の現場写真、事業に係る許可証の写し及び前二項の書面を添付しなければならない。
- 五 前項の搬入する土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の分析は、それぞれ別表第一及び別表第二に掲げる項目ごとに、同表備考に掲げる測定方法により行わなければならない。
- 六 第一項の届出は、搬入する土砂等の量が五千立方メートルまでごとに、土砂等の搬入を開始する日の十四日前までに行わなければならない。
- 七 採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許可等がなされた採取場から採取された土砂等について、次に掲げる事項が記載された書面を提出する場合は、当該書面をもって第三項の書面に代えることができる。この場合においては、第四項に規定する書面のうち、搬入する土砂等に係る計量証明書、当該計量証明書を作成するための検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真の添付は要しない。
- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 認可採取場所所在地
- 三 採取計画認可番号

- 四 認可期間
- 五 認可採取量
- 六 埋立て等区域の位置
- 七 売渡し又は譲渡しの土量
- 八 売渡し又は譲渡しの期間
- 八 前項の届出には、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許可等を受けたことを証する書類を添付しなければならない。
- （土壌検査の方法）
- 第十三条 条例第十七條第一項、第十九條第一項及び第二十一條第一項の規定による土壌検査は、条例第九條の許可に係る土地の埋立て等、盛土規制法第十二條第一項の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十條第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事に係る土砂等の搬入を開始した日から六月を経過する日までごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。
- 一 土壌検査は、条例第九條の許可に係る区域、盛土規制法第十二條第一項の許可に係る区域又は同法第三十條第一項の許可に係る区域を三千平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- 二 土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、別表第一及び別表第二の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。
- 三 土壌検査は、前号の規定により採取した試料について、それぞれ別表第一及び別表第二に掲げる項目ごとに、同表備考に掲げる測定方法により行うこと。
- 二 盛土規制法第十二條第一項の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十條第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事に係る土壌検査は、前項の規定にかかわらず、同法第十二條第一項及び第二十一條第一項の規定による土壌検査は、前項の規定にかかわらず、同法第十二條第一項の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十條第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事に係る土砂等の搬入を開始した日から三月を経過する日までごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。
- 三 条例第十七條第二項、第十九條第二項及び第二十一條第二項の規定による土壌検査は、第一項各号に掲げる方法により行わなければならない。
- 四 第一項及び第二項の土壌検査は、土壌検査の必要がないと知事が認める場合は、省略することができる。
- 第十四条 条例第十七條第三項、第十九條第三項及び第二十一條第三項の規定による報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 許可年月日及び許可番号
- 三 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量

- 四 埋立て等区域の位置
- 五 土砂等の埋立て等の期間
- 六 土砂等の搬入開始日
- 七 土砂等の採取場所
- 八 土壌検査分析結果証明書
- 九 管理責任者の氏名及び連絡先
- 2 前項の報告には、採取した試料ごとに第十二条第三項の規定を準用し作成した検査試料採取調査書、計量証明書、当該計量証明書を作成するための検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真を添付しなければならない。
- 3 第一項の報告は、条例第九条の許可に係る土地の埋立て等、盛土規制法第十二条第一項の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事に係る土砂等の搬入を開始した日から六月ごとに行わなければならない。
- 4 盛土規制法第十二条第一項の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事が一時堆積事業である場合にあっては、条例第十九条第三項及び第二十一条第三項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、同法第十二条第一項の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事に係る土砂等の搬入を開始した日から三月ごとに行わなければならない。
- 九 第九条中「第十一条」を「第十三条」に、「宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条」を「盛土規制法第十三条」に改め、「昭和三十七年政令第十六号」の次に「。以下「盛土規制法施行令第七条」を加え、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第七条」を「盛土規制法施行令第六条」に改め、同条を第十条とする。
- 第十條各号列記以外の部分中「第十一条」を「第十三条」に改め、同条第一号中「宅地造成及び特定盛土等規制法」を「盛土規制法」に改め、同条第二号中「第二十一条」を「第二十九条」に改め、同条第三号中「宅地造成及び特定盛土等規制法」を「盛土規制法」に改め、同条第三号中「第二十条又は第二十一条」を「第二十八条又は第二十九条」に改め、同条第八号とする。
- 第六條第一項各号列記以外の部分中「第十条」を「第十二条」に改め、同項第二号から第四号まで及び第六号中「第十一条」を「第十三条」に改め、同項第九号中「第八條」を「第十条」に改め、同条第二項及び第三項各号列記以外の部分中「第十条」を「第

第十二条」に改め、同条を第七条とする。

第五條各号列記以外の部分中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第六条とする。

第四條各号列記以外の部分中「第七条」を「第九条」に改め、同条第五号中「三十七センチメートル未満」を「三十七センチメートル以下」に改め、同条を第五条とし、同条に次の二号を加える。

七 土壌汚染対策法第六條第一項又は第十一条第一項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等に係るもの

八 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成十五年福島県条例第十七号）第四十五条に基づき実施される汚染土壌の処分に係るもの

第三條各号列記以外の部分中「第七条」を「第九条」に改め、同条第十一号中「昭和三十六年法律第九十一号」の次に「。以下「盛土規制法」という。」を加え、同条第十七号「（昭和四十五年法律第三十七号）」の次に「第七条第六項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第二条の第三項第一号で一般廃棄物処分業の許可を要しない者と規定される市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者を含む。）若しくは第十四条第六項の許可又は同法」を加え、「第八条第一項」の下に、「第九条第一項、」を加え、「第十五条第一項」の下に「若しくは第十三条の二の六第一項」を加え、同条第十九号中「第二十二條第一項」の次に「又は第二十三條第一項」を加え、同条を第四条とする。

第二條各号列記以外の部分中「第七条」を「第九条」に改め、同条を第三条とする。

（安全基準）

第二條 条例第七條第一項の安全基準は、別表第一及び別表第二の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

別表第一

項 目	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準
一 カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下
二 六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下
三 クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
四 シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下

五	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
六	チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
七	四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
八	一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下
九	一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
十	一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
十一	一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下
十二	ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
十三	水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下
十四	水銀及びその化合物のうちアルキル水銀	検液中にアルキル水銀が検出されないこと
十五	セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下
十六	テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
十七	チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下
十八	一・一・一―トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下

別表第二

備考 分析方法は、一・四―ジオキサンのについては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成三年環境庁告示第四十六号）に定める方法、それ以外の項目については、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第三項第四号に規定する環境大臣が定める方法とする。

一	カドミウム及び	土壌一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム以下
十九	一・一・二―トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下
二十	トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
二十一	鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下
二十二	砒素及びその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下
二十三	ふっ素及びその化合物	検液一リットルにつきふっ素〇・八ミリグラム以下
二十四	ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下
二十五	ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下
二十六	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
二十七	有機りん化合物	検液中に検出されないこと
二十八	一・四―ジオキサン	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下

項 目 土砂等に含まれる物質の量に関する基準

その化合物	
二 六価クロム化合物	土壌一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム以下
三 シアン化合物	土壌一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム以下
四 水銀及びその化合物	土壌一キログラムにつき水銀十五ミリグラム以下
五 セレン及びその化合物	土壌一キログラムにつきセレン百五十ミリグラム以下
六 鉛及びその化合物	土壌一キログラムにつき鉛百五十ミリグラム以下
七 砒素及びその化合物	土壌一キログラムにつき砒素百五十ミリグラム以下 なお、土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土壌一キログラムにつき砒素十五ミリグラム未満
八 ふっ素及びその化合物	土壌一キログラムにつきふっ素四千ミリグラム以下
九 ほう素及びその化合物	土壌一キログラムにつきほう素四千ミリグラム以下
十 銅	土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土壌一キログラムにつき百二十五ミリグラム未満

備考 分析方法は、銅及び土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合の砒素については、土壌の汚染に係る環境基準について（平成三年環境庁告示第四十六号）に定める方法、それ以外の項目については、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法とする。

第一号様式中「第十一条関係」を「第十五条関係」に、第二号様式中「第十二条関係」を「第十六条関係」に改める。

第三号様式を次のように改める。

様式第3号(第21条関係)

(表面)

第 号	所 属 職・氏名	64 ミ リ メ ー ト ル
写 真	上記の者は、福島県土砂等の埋立て等の 規制に関する条例第32条第1項の規定により、 立入検査等を行うことができる者である ことを証明します。	
年 月 日 交付	福島県知事	印

91ミリメートル

(裏面)

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例 抄

(立入検査等)

第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土砂等の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土砂等管理台帳その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等は無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土砂等の埋立て等に関係のある場所に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

この規則は、令和七年八月一日から施行する。

(産業廃棄物課)